平成２４年（フ）第３９号
福岡県柳川市三橋町柳河40番地15
債務者　松田　勝浩
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
福岡県筑後市大字前津1333番地１　ティーガーデン207号
債務者　平田　和幸
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第４５号
福岡県八女郡広川町大字川上446番地２　ペアハウスＢ棟
債務者　伊藤美代子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１９６号
大分市横田２丁目10番22号　エクセレンスコート103
債務者　川﨑　哲郎
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
宮崎県都城市高木町4285番地２
債務者　新森　綾香
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８３号
宮崎県北諸県郡三股町大字餅原1244番地３
債務者　林　　善幸
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８６号
宮崎県日向市大字富高573番地３
債務者　甲斐　文継
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第９１号
宮崎県延岡市中島町３丁目326番地１
債務者　矢野　公寛
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番64―31号
債務者　竹田奈穂子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目20番16号　原田アパート101号
債務者　吉原健一郎
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目23番７号　レジデンス平田105号
債務者　坂元　　昇
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５号
沖縄県石垣市字登野城２番地30　木田アパート201
債務者　山根　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１０号
長野県飯田市山本6722番地161
債務者　池上　公司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１１号
長野県飯田市山本6722番地161
債務者　池上美知子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２０号
長野県伊那市高遠町小原100番地１　ハイツ小原南Ｆ301号
債務者　上屋　正子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２５号
長野県伊那市美篶5347番地１
債務者　伊藤　直味
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２８号
長野県駒ケ根市赤須町17番７号
債務者　田中　秀明
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県宍粟市波賀町上野548番地
債務者　蒐場　英夫
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部